

# 伊根町子どもの移動経路・通学路等の交通安全プログラム

～子どもの移動経路・通学路等  
の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月

伊根町・伊根町教育委員会

## 1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、以降、着実かつ効果的に対策を推進するために、関係機関の連携体制において、平成 27 年 3 月に「伊根町通学路交通安全プログラム」を策定して、これに基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。

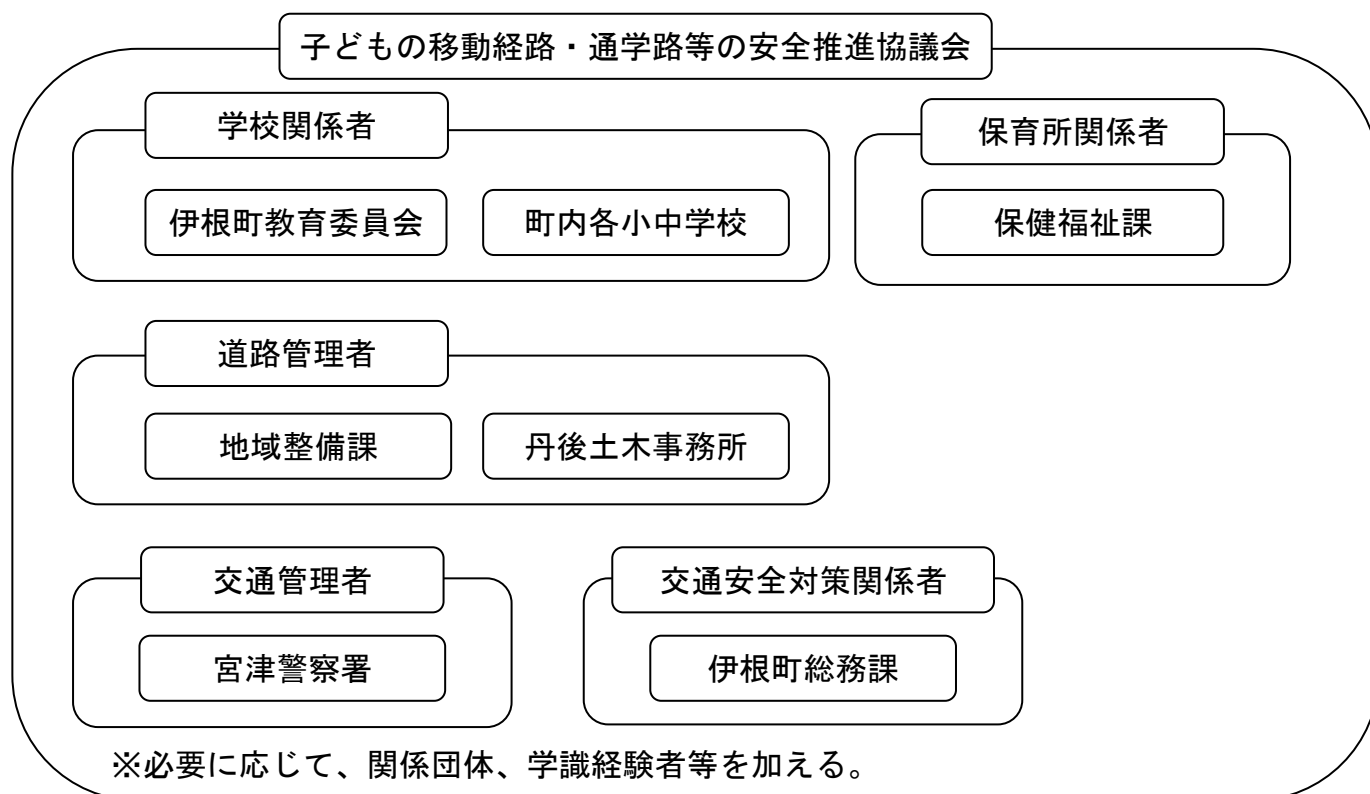
通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきたところです。

二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「伊根町通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る緊急合同点検で必要となった対策箇所等を加えた「伊根町子どもの移動経路・通学路等の交通安全プログラム」を策定し、関係者が連携して、地域の子どもの移動経路の安全確保を図る。

## 2. 子どもの移動経路・通学路等の安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、子どもの移動経路に関係する機関等による「子どもの移動経路・通学路等の安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置する。

- ・伊根町教育委員会
- ・伊根町保健福祉課
- ・町内各小中学校
- ・伊根町総務課
- ・伊根町地域整備課
- ・京都府丹後土木事務所
- ・京都府宮津警察署



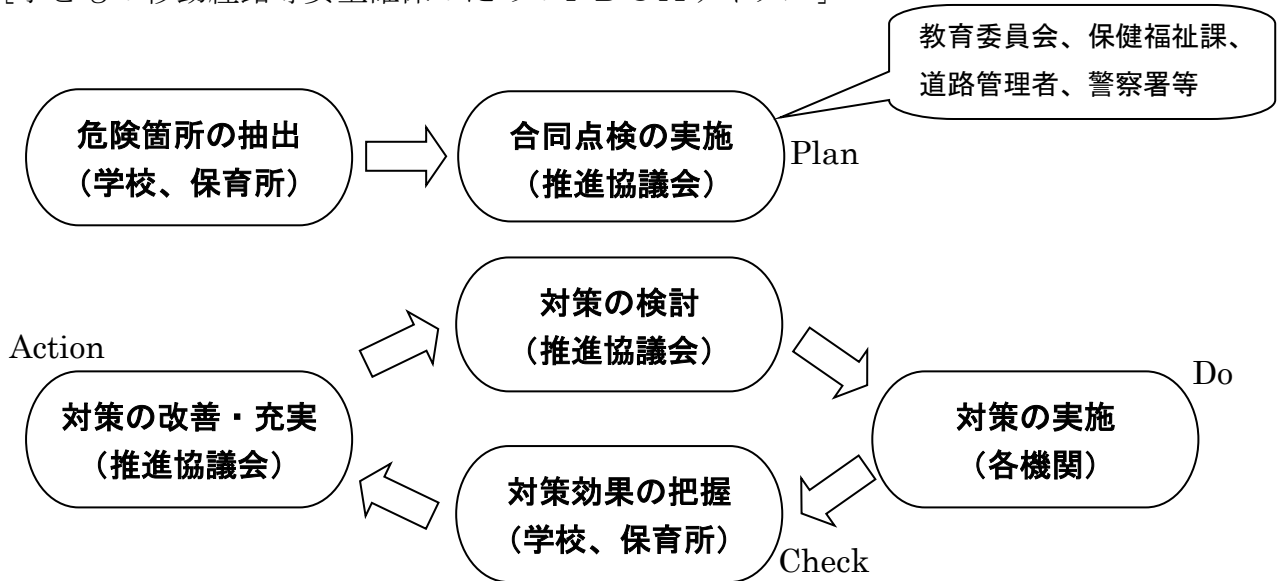
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

子どもの移動経路・通学路（以下「子どもの移動経路等」）の安全を確保するため、教育委員会及び保健福祉課は各学校、保育所で実施された安全点検の結果を把握し、その結果に基づき合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、子どもの移動経路等の安全性の向上を図っていきます。

[子どもの移動経路等安全確保のためのP D C Aサイクル]



#### (2) 定期的な合同点検

##### ○合同点検の実施時期等

- ・子どもの移動経路等について1年に1回合同点検を実施します。

##### ○合同点検の体制

- ・推進協議会のメンバー（教育委員会、保健福祉課、道路管理者、警察署等）が参加する合同点検を行います。

##### ○合同点検の内容

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

#### (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や学校安全ボランティア（見守り隊等）による保護誘導活動等ソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・整備期間が中～長期に及ぶハード対策を実施する箇所については、保護誘導活動の徹底や取締りの強化等、ソフト対策で安全の確保を行います。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また未就学児、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、「学校関係者、保育所関係者及び地域住民等に対する意見聴取の実施」、「歩道未設置場所における歩車分離状況の確認」、「交通事故発生件数の統計」など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・学校、保育所ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成、公表します。公表の更新は、対策の進捗に応じて行います。